

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画見直しの背景

伊万里市では、今日の環境問題に対処し、市民、事業者、CSOや行政が一体となって、人と自然が共生できる良好な環境を保全し、再生、創造することにより、環境の恵みを将来に引き継ぐことを目指し、平成18年に「伊万里市環境基本条例」（以下この章において条例という。）を制定しました。

条例第10条では、

- ① 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- ② その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

を定めるものとされています。このことに基づき伊万里市環境基本計画を策定し、本市の責務として環境保全等に関する各種施策を実行してきました。

そのような中、環境基本計画策定から10年が過ぎ、「生物多様性基本法」が平成20年に制定され、またその他の法律や基準等も改定されています。

また、気候の変動（ゲリラ豪雨の発生）など、環境を取り巻く状況も刻々と変化しており、地球温暖化対策への取り組みが求められているとともに、東日本大震災の発生及び福島原子力発電所事故を契機としてエネルギー施策の見直しが求められています。

このような状況を踏まえ、今後の施策の展開方法と具体的な取り組み内容を盛り込み、良好な環境を将来へ継承するとともに、人と自然が共生できるまちづくりを推進する計画として見直しました。

なお、見直しにあたっては、次のことを盛り込みました。

- ① 環境を取り巻く社会情勢の変化や現状を把握し課題を整理しました。
- ② アンケート結果を踏まえた、取り組み目標の再検討と具体的数値を設定しました。

※CSO（Civil Society Organization（市民社会組織））

NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体。



2 計画の性格と役割

伊万里市環境基本計画は、本市における環境保全に関する施策はもとより、環境に係るすべての取り組みの基本的な方向性を示すものです。

この計画は伊万里市の環境の保全と創造に関する望ましい環境像や長期的な目標を定め、その実現に向けた市民、事業者、CSO、行政の協働のもと、各種課題に対しての取り組みを進めていくものとしています。

3 計画の対象分野・期間

(1) 計画対象地域

計画対象地域は、伊万里市全域とします。

(2) 計画の対象分野

- ◆きれいな水や大気汚染等、健全な暮らしを営むことができる「生活環境」
- ◆地域の快適性（美化）と個性を活かしたまちづくりとしての「まちなみ環境」
- ◆生態系を構築する野生動植物などが健全な状態であることの「自然環境」
- ◆地球規模での環境の視野に立った「地球環境」
- ◆環境を考えて行動する人をつくる「環境保全体制」

対象分野	要素
① 生活環境	大気、水、土壌、騒音、振動、悪臭、ペット など
② まちなみ環境	美化、景観、歴史、みどり など
③ 自然環境	自然環境の保全、生物多様系の確保 など
④ 地球環境	省資源、省エネルギー、再生可能エネルギー、ごみ、リサイクル など
⑤ 環境保全体制	環境学習、環境保全活動 など

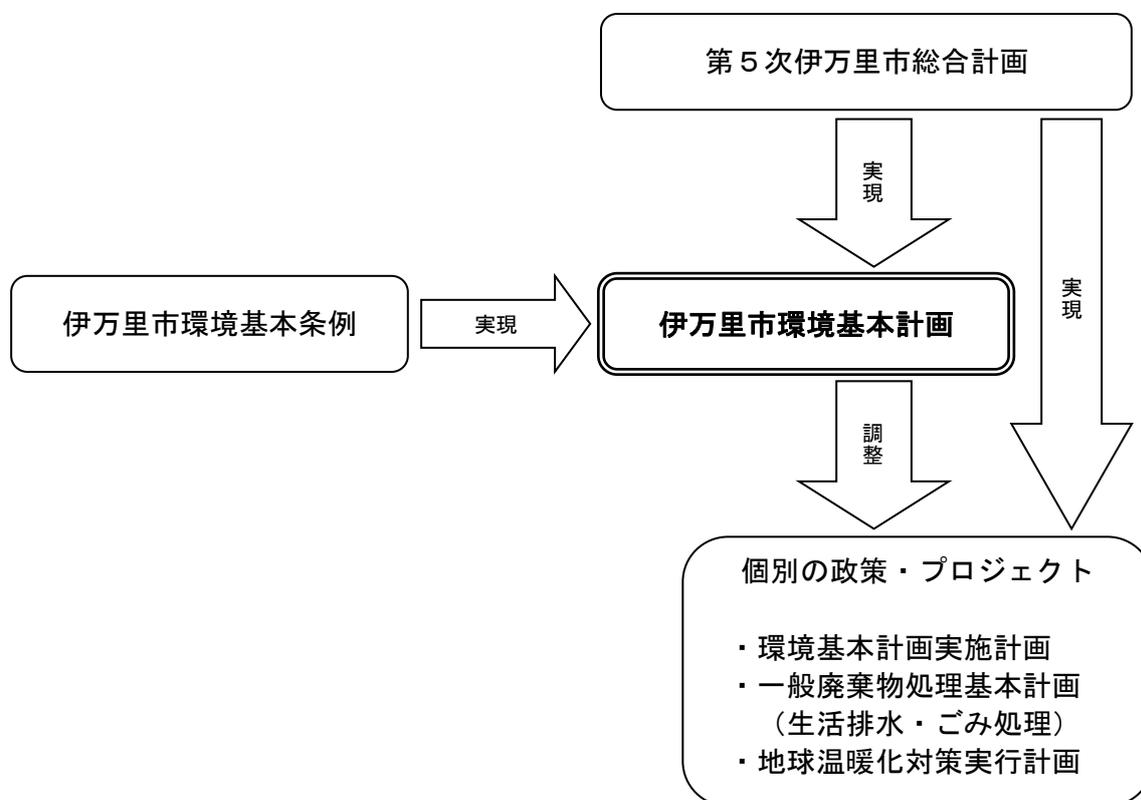
(3) 期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

ただし、環境を取り巻く近年の社会の動向の変化に対応するため、必要に応じて見直しの検討も行っていきます。

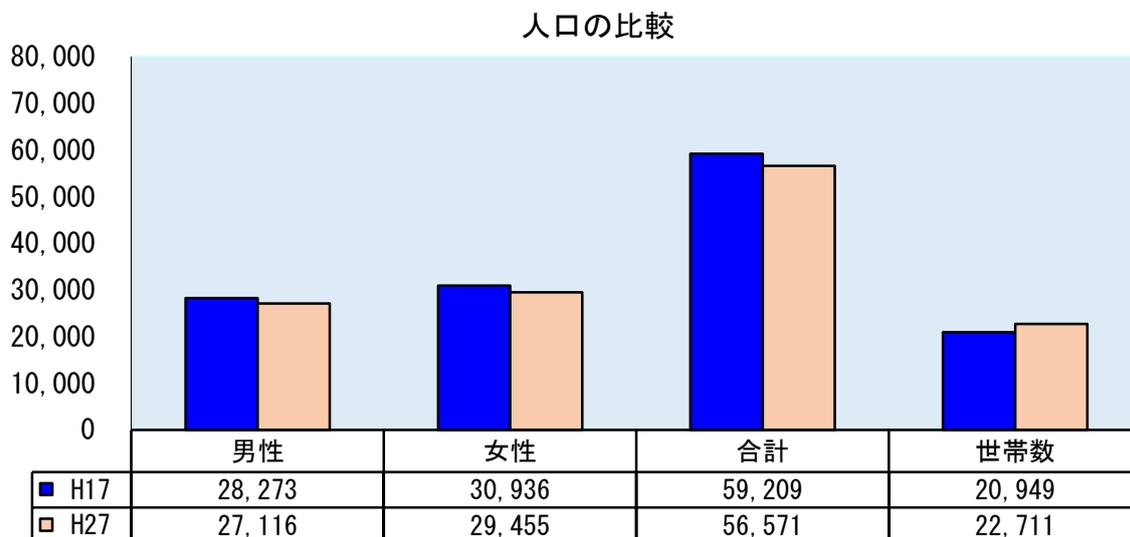
(4) 計画の位置付け

この計画は第5次伊万里市総合計画を環境面において実現するものであり、他の行政計画や公共事業等の実施にあたって、環境保全を推進するためのマスタープランとなるものです。また、その策定は伊万里市環境基本条例に規定します。



(2) 人口

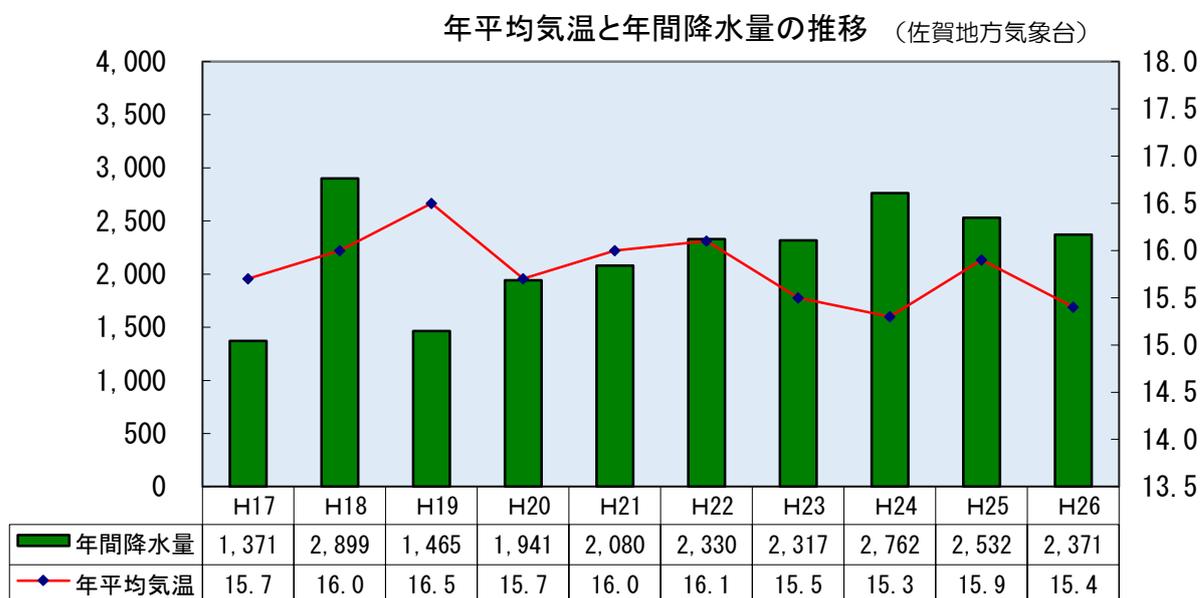
本市の人口は、平成27年3月末現在で男性27,116人、女性29,455人、合計56,571人となっています。平成17年と比べてみると、男性は1,157人、女性は1,481人の減少となっていますが、世帯数では、平成17年と比べて1,762世帯と増加しており、核家族化が進んでいます。

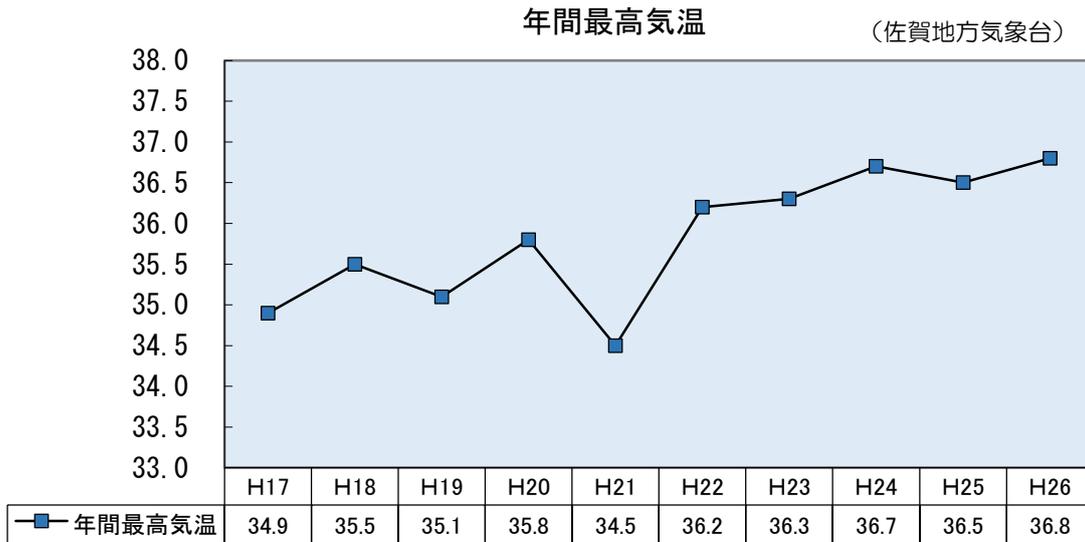


(3) 気象

平成17年から平成26年（10年間）の年間平均降水量は2,207mmで年により変動はありますが、平成7年から平成16年までの10年間と比べると年平均で42.2mm多く降っています。

また、最高気温については、平成17年は34.9℃で、平成26年は36.8℃と上昇傾向にあります。



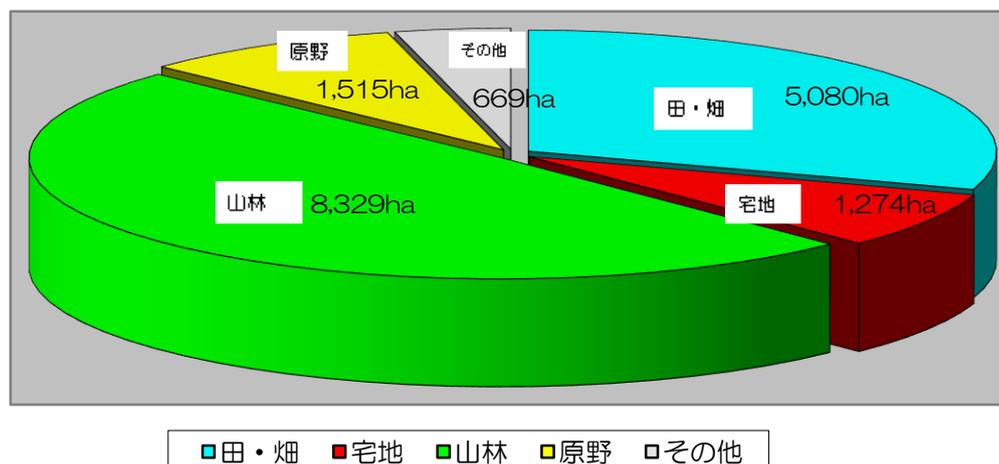


(4) 民有地の土地利用

民有地の土地利用を見ますと、田・畑、宅地、山林、原野、その他のうち、山林が6.4%の増となっています。この理由としては、地籍調査実施での実測面積増や山間部の田畑への植林によるものと思われます。また、宅地も0.3%の伸びを示しています。

民有地の土地利用状況 (税務課「固定資産概要調査」)

地目	H17	H27	増減
田・畑	35.4% (4,992ha)	30.1% (5,080ha)	▼5.3%
宅地	7.2% (1,019ha)	7.5% (1,274ha)	△0.3%
山林	42.9% (6,050ha)	49.3% (8,329ha)	△6.4%
原野	10.2% (1,444ha)	9.0% (1,515ha)	▼1.2%
その他	4.3% (605ha)	4.0% (669ha)	▼0.3%



第3章 計画の目指すべき環境像

1 めざす環境都市像

市民、事業者、CSO、行政が協働し、優れた自然環境、生活環境、歴史、文化を次世代へ引継ぎ、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を築くことが必要です。

そこで、本計画の目標年次（平成37年）にめざす環境都市像を次のように定め、その実現を図っていきます。

豊かな自然と人が共生するまち・伊万里

2 基本理念

めざす環境都市像を実現するために、伊万里市環境基本条例第3条に定める基本理念を本計画の基本理念とし、市民、事業者、CSO、行政が協働して取り組んでいくものとします。

◆ 基本理念 ◆

①健康で文化的な生活（良好な環境）の確保と将来への継承

市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

②環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築と役割分担

環境への負荷の少ない維持的な発展が可能な社会の構築を目的として、市民、事業者、CSO、行政のそれぞれの役割に応じた責務のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。

③自然と共生する都市の実現

生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共生する都市の実現を目的として行わなければならない。

④地球環境の保全に対する課題の認識と行動の実践

市民、事業者、CSO、行政が自らの課題であることを認識し、その日常生活、事業活動及び公益的活動において、積極的に推進されなければならない。

3 基本目標

基本理念を達成するためには、我々を取り巻く様々な状況に応じて適切な取り組みを行う必要があります。

環境に関する課題は、市民の生活の周りで起こる身近な問題から、地球温暖化などの地球規模の問題まで非常に幅広い対象が含まれます。

本計画においては、対象の範囲に応じて、下記のとおり基本目標を設定し、課題を整理していきます。

(1) 水・空気がおいしいまち伊万里（生活環境）

市民が健康で文化的な生活を営めるよう、測定基準値内の環境の確保と環境負荷低減の向上を目標とします。

(2) 地域の風土を活かした美しいまち伊万里（まちなみ環境）

みどり豊かでうるおいのあるまちづくりと歴史的・文化的遺産を保全し後世に引き継ぐことを目標とします。

(3) 豊かな自然があふれるまち伊万里（自然環境）

伊万里市におけるかけがえのない生態系が維持されるとともに、自然環境が適切に維持管理されることを目標とします。

(4) 地球にやさしいまち伊万里（地球環境）

エネルギーの有効活用並びにごみの排出抑制に努め、地球温暖化防止などを一人ひとりの責務として取り組むことを目標とします。

(5) 次の世代を考えるまち伊万里（環境保全体制）

市民、事業者、CSO、行政が一体となり、環境学習と環境保全活動への積極的な参加とともに、環境保全に関する意識向上に努めることを目標とします。

4 計画実現の主体と役割

環境の問題は非常に幅が広く、行政だけで解決する問題ではありません。市民、事業者、CSO、行政など本市に関わる全ての人々が、それぞれの立場で自主的に、積極的に役割等を分担しながら、日常的に取り組むことが重要となります。

◆市民

- 日常生活、レジャーなどで環境に負荷を与える影響の認識
- 地球環境を視野に入れ、環境にやさしいライフスタイルの確立、実践
- CSOや行政などが実施する環境活動へ積極的に参加、協力

◆事業者

- 事業活動にあたって環境に負荷を与えていることの認識
- 事業活動に伴う現状の認識や公害の発生・自然破壊の未然防止
- 社会的責任に基づき環境に関する社会貢献活動への参加
- CSOや行政などが実施する環境活動へ積極的に参加、協力

◆CSO【市民社会組織】

- 組織力を活かし地域活動の取り組みの企画・推進
- 地球環境を視野に入れ、環境にやさしいライフスタイルの確立、実践
- 市民への啓発活動や地域の環境活動などへの自主的、積極的な参加

◆行政

- 環境保全等に関する施策への総合的・計画的な取り組み
- 市民、事業者、CSOの行う環境保全活動の積極的な支援
- 市民、事業者、CSOに対しての環境保全等の情報提供
- 環境に関する情報交換や国、県、近隣市町との連携

第4章 施策の状況と展開方法

1 施策体系図



2 目標

5つの基本目標の実現を目指していく際に、その目標の達成度を表す指標として、次の数値目標と定性目標を設定します。

(1) 数値目標

項目		現状 (H26)	目標 (H37)
環境基準値達成状況	大気の測定結果 二酸化窒素 (NO ₂)	全地点で達成	全地点で達成
	水質の測定結果 河川(BOD:生物化学的酸素要求量) 海水(COD:化学的酸素要求量)	全地点で達成 4地点中2地点で達成	全地点で達成
	騒音の測定結果 自動車騒音・一般環境騒音	全地点で達成	全地点で達成
	狂犬病予防の接種率	92%	95%
市民大清掃への参加	24,000人	26,000人	
ふるさと美化活動の参加団体・参加者数	23団体・322名	25団体・350名	
湾岸清掃活動の参加者団体・参加者数	14団体・441名	15団体・490名	
まちなみ環境に対するアンケートの満足度(大変良くなった・良くなったと答えた人の割合)	44%	50%以上	
自然観察会への参加(カプトガニ観察会)	150人	200人	
植物の絶滅危惧種の数	62種類	62種類	
1日1人当たりごみ排出量	725g	700g	
環境講座の開催数	3回	5回	
資源化率	12%	23%	

(2) 定性目標

項目	目標像
悪臭苦情の減少	市民が不快なおいに悩まされることなく、穏やかに生活する。
指定文化財等	現在の文化財等を適正に保存・継承する。
動植物との共生	動植物の生息・成育区域が保全され、現在と同じ種が同じ場所に生息・成育している。

3 基本目標への展開

(1) 生活環境

①生活環境の現況と課題

環境の問題は、私達が住む家の周りに起こる身近な問題から地球温暖化などの地球規模の問題まで、非常に幅広いものがあります。

まず、私達の日常の生活の場でどのような環境問題が起こっているかについて紹介したいと思います。



ア 大気

大気汚染の原因としては自動車排出ガス、工場からのばい煙・粉じんなどが挙げられます。野外焼却で一時的に煙の問題が発生する場合がありますが、現在の本市の大気環境は概ね良好です。

しかし、光化学オキシダントで注意報発令に至る日やPM_{2.5}で注意喚起に至る日が発生しており、監視を継続する必要があります。

イ 水質

水質汚濁の原因としては、工場等の排水や家庭からの雑排水が主なものとして挙げられます。公共下水道や合併浄化槽の普及率は年々向上しているのですが、全体的に水質環境は保全されていますが、一部の工場排水で環境基準値を超えるといったケースが発生しておりますので、監視を継続する必要があります。また、伊万里湾は閉鎖性水域であるため、企業活動や日常生活における適正な排水の処理が求められています。

ウ 土壌

土壌汚染は、主に事業所や工場などから有害物質を含む水などが排出されることによって起こります。このためには、そのような物質を取り扱う事業所を把握し、適正管理等を監視・指導する必要があります。

エ 騒音、振動

自動車や工場、建築現場などからの騒音、振動や飲食店や家庭からの騒音は快適な市民生活を阻害する要因となります。現在、市が行っている騒音測定についてはどの地点も概ね良好な結果となっていますが、建築現場などで一時的に問題が発生することがありますので、十分な配慮を行う必要があります。

オ 悪臭

悪臭の原因としては製造業や畜産業の事業過程に起因するものや、ペットやし尿、生活雑排水などによるものがあります。これらを解決するためには、周辺住民に配慮した事業展開や生活が必要になってきます。

カ 動物の飼養

今日では、人のストレスが蓄積する現代社会にあって、癒しと潤いを与えるペットの飼養（特に犬や猫）は、人が精神的な安定を取り戻し、健康を維持・増進する効果も注目されています。しかしながら、周辺の住民に鳴き声や糞尿などで迷惑をかける問題が発生しているため、適正な飼養を行い周辺に十分配慮することが必要となります。

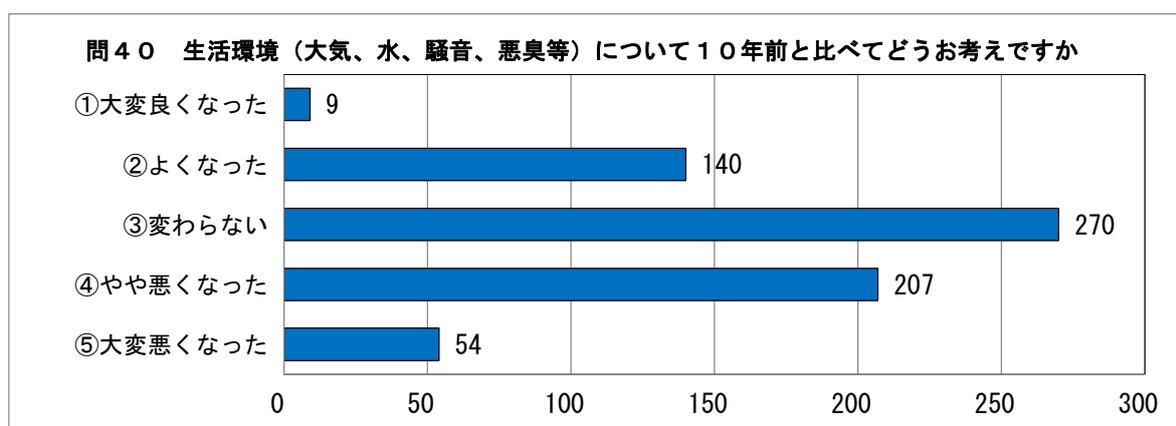
犬については、日本での狂犬病の発生は昭和34年（1959年）以降発生していないものの、発生すれば死に至るものであり、引き続き登録・接種率の向上に努めていく必要があります。

キ 土地・家屋の管理

近年、管理されていない空き地・空き家の問題が増加しています。所有者が死亡したものの、相続人が遠方に住んでいるために管理がなされないなどで荒れている空き家等があると、雑草などが生い茂ったり害虫が発生するといった問題とともに、家屋倒壊の危険性がでてくるなど、周辺の環境に影響を及ぼすことから、適正な管理対応が求められています。

この他にも、不法投棄や事業活動に伴う問題が発生するなど、市民の生活に影響する環境問題は様々です。これは、市民や事業所が周辺に十分に配慮することが非常に大切になってきます。

市民アンケートの結果では、10年前と比べて大気、水、騒音、悪臭などの生活環境の状況がどう変わったかについて、「やや悪くなった」・「大変悪くなった」と回答した人が「大変良くなった」・「良くなった」と回答した人の割合を上回る結果となりました。

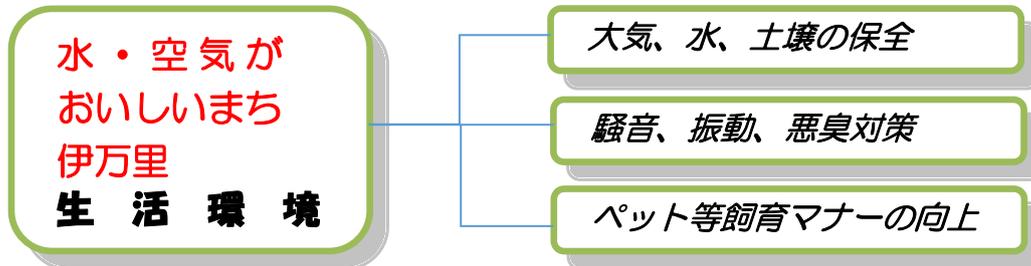


このことから、私達の周りにある大気などの監視を継続し、すがすがしい空気や良質な水質等を維持し、豊かなくらしや産業の基盤となる環境を確保するために、我々一人ひとりが保全していかなければなりません。

②生活環境の具体的な取り組み

ア 取り組みの分類

生活環境を守るために、下記の3つの項目に分けて取り組みを進めていきます。



イ それぞれの取り組み

大気、水、土壌の保全

私達が住んでいる自宅の周りの生活環境を保全するためには、一人ひとりが排出する排水などを適正に処理したり、野外焼却を行わないなど、周辺に十分に配慮した生活を心がけることが必要です。また、行政も環境基準が守られているかどうかの測定を継続して行っていき、測定値悪化などに迅速に対応するなどの取り組みが必要となります。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 下水道への接続並びに浄化槽の設置適正管理に努めます。
- 家庭からの適切な雑排水の排出に努めます。
- 家庭での野外焼却は行いません。
- 低公害車（エコカー）や公共交通機関の利用促進に努めます。
- 急発進や急加速等をせず、アイドリングストップを心がけエコドライブに努めます。

【事業者の取り組み】

- 事業所から排出される煙や排水などに配慮し、公害防止に努めます。
- 低公害車（エコカー）の導入や物流の効率化などに努めます。
- 急発進や急加速をせず、アイドリングストップを心がけエコドライブに努めます。

【行政の取り組み】

- 水質、土壌中の汚染物質などによる市民の健康被害を防ぐため、水質汚濁防止法に基づく定期的な測定を行い、結果を定期的に公表します。
- 大気汚染については、大気汚染防止法に基づいて定期的な測定と指導を行い、結果を定期的に公表します。
- 汚染物質を排出する可能性のある事業所については立ち入り調査等を実施し、監視と指導を行います。
- 下水道への接続並びに浄化槽の設置推進に努めます。
- エコドライブ等の啓発を行います。

騒音、振動、悪臭対策

騒音、振動、悪臭は、主に事業活動によって発生する問題が多いですが、周辺住民の生活の快適性を阻害することになります。このため、それぞれが周辺に十分に配慮した活動を心がけることが必要です。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 近隣の住民に配慮した生活を心がけます。
- 自宅からでる騒音、悪臭などの防止に努めます。

【事業者の取り組み】

- 事業活動から発生する煙や騒音、振動について、周辺に十分に配慮し、適正な管理を行い、防止対策に努めます。
- 臭気対策のため、脱臭設備などの適正な設置に努めます。
- 家畜の飼育については悪臭等に十分に配慮し、排泄物・廃棄物の適正処理に努めます。

【行政の取り組み】

- 騒音、振動について定期的な測定を行い、住民への影響を調査します。
- 騒音、振動が発生する工事等が施工される場合は、事業者に対して適正な管理を行うよう指導します。
- 騒音、振動、悪臭などの苦情が寄せられた場合、原因調査と対応について速やかに指導を行います。
- 家畜の飼育や肥料の使用について悪臭等を防止するとともに、排泄物・廃棄物の適正管理について指導します。
- 野外焼却による悪臭や煙害などの発生による健康や環境の被害を防止するため、指導並びに広報紙等を活用した啓発活動に努めます。

ペット等飼育マナーの向上

動物の飼養については、周辺の住民に十分に配慮しないと、鳴き声などの問題やし尿などによる悪臭の問題などが起こります。動物にストレスを感じさせないような十分な環境を与え、人間と動物が共に共生できる環境を作らなくてはなりません。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- ペットは愛情と責任をもって適切に飼育するよう努めます。
- 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の1年に1回の接種を確実にを行います。
- 飼い犬については放し飼いを行いません。

【行政の取り組み】

- ペットの適正な飼い方に関する広報を行います。
- 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の接種率の向上に努めます。

(2) まちなみ環境

① まちなみ環境の現況と課題

本市は、みどり豊かな環境のもと多くの歴史的資源や文化的資源が点在しています。

本市を代表する観光地「大川内山」は、特に「春の窯元市」や「鍋島藩窯秋祭り」開催時には、多くの観光客で賑わいをみせています。焼物に対する人気はもとより、周囲の景観に対しても高い評価を得ています。

また、四季折々に変化し大自然を堪能できる「竹の古場」、「大平山」、「高尾山」などは、春は桜やツツジが咲き誇り、みどりあふれる憩いの場として、市民はもとより、県外からも多くの観光客が訪れています。



みどりは水源のかん養や大気の浄化、防風・防砂などの機能を持つほか、人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる働きを持っており、快適な環境を創造していくための貴重な資源でもあります。

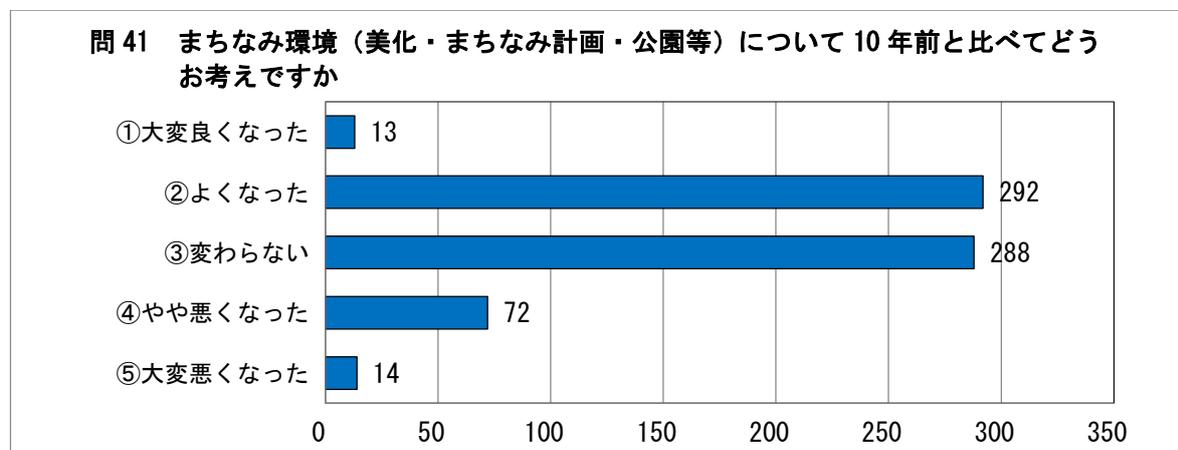
市街地等におけるみどりのオープンスペースとしての「公園」は、自然とのふれあいの場やスポーツレクリエーションの場として、さらに、災害時の避難場所など多くの機能を有しており、健全で安全な生活をするうえで、大きな役割を担っています。

一方で、都市化の進展などにより、市街地はもとより農山村地域においても、周辺景観と人工物との不調和、野外広告物などの氾濫による違和感のある景観も見受けられ、本市固有の美しい環境が失われつつあります。

このようなみどり美しい景観を、維持・保全していくには、市民、事業所、行政等が一体となって計画的にいろいろな取り組みを推進していくことが必要です。

本市の美しい景観を人々の心に残る伊万里の原風景として守り育て活用することにより、観光資源としての魅力を高めるとともに、良好な景観の保全に対する意識を高めていく必要があります。

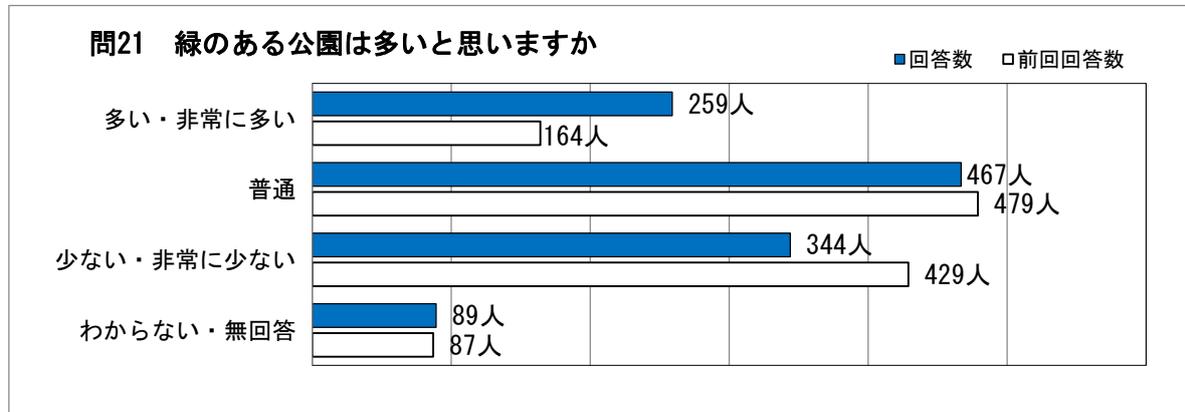
本市のまちなみに対して市民がどう感じているかについてアンケートを取ったところ、大変良くなった・良くなったと感じる人の割合が非常に多い結果となりました。



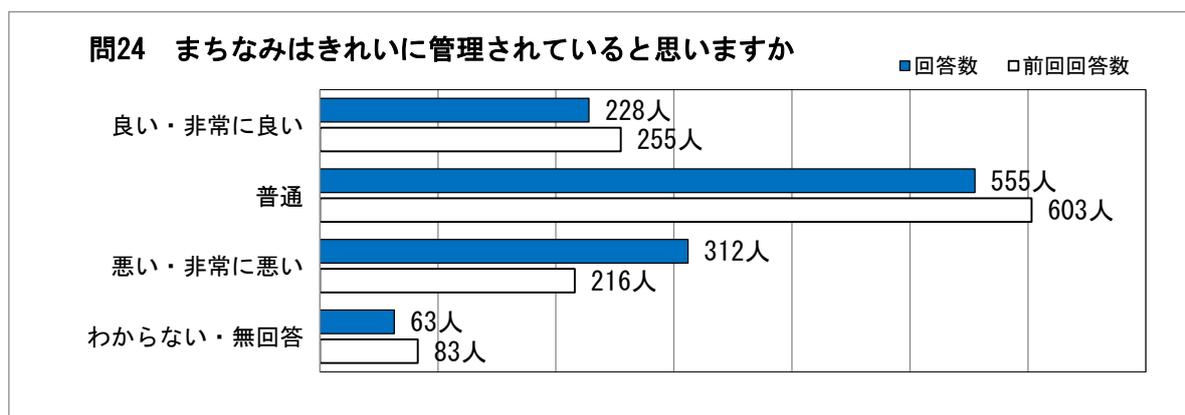
本市のまちなみに対する満足度は向上していると言えますが、個別のアンケート結果を見ると、中には満足度が低い項目もあることが分かります。

満足度が低かったものに注目すると、公園についてのアンケートでは、「少ない・非常に少ない」と答えた方が、「多い・非常に多い」と答えた方を上回りました。

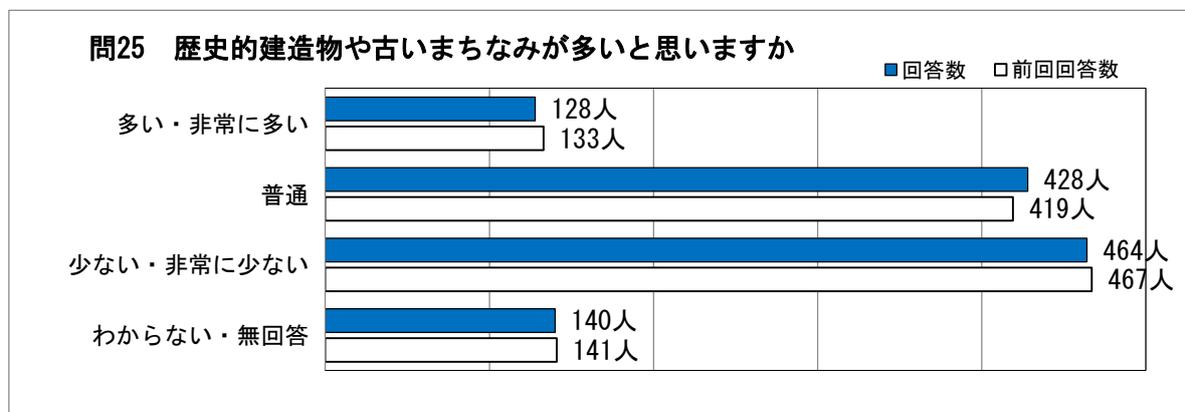
公園の数に対する満足度が低いことが分かります。10年前のアンケートと比較すると改善はされているものの、依然として公園の数には不満を持っていることが分かります。



また、まちなみの管理状況については、10年前のアンケートと比べて、悪いと回答した方の割合が多くなっています。ゴミのポイ捨てや清掃などの課題が大きくなっている様子が伺える結果となっています。

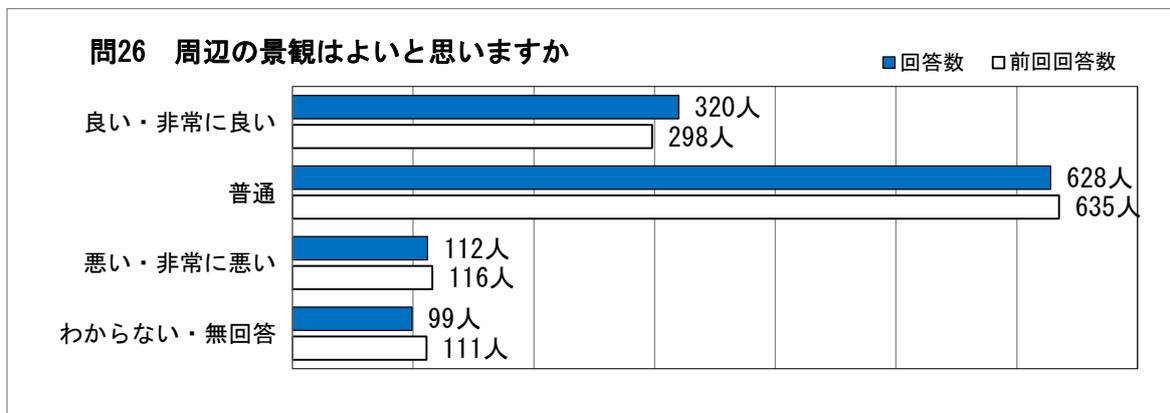


歴史的建造物や古いまちなみについては10年前とほぼ同様に、伝統のあるまちなみがあまり守られてないと感じている人が多い結果となっています。

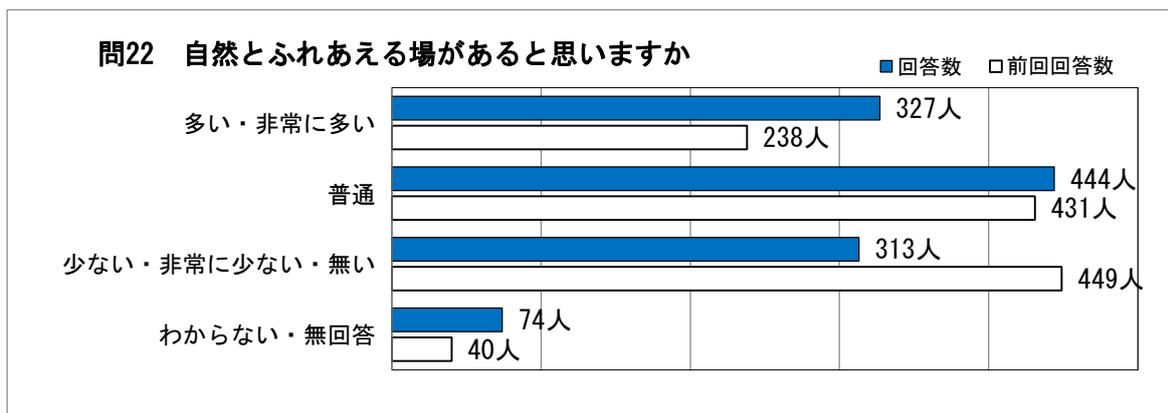


アンケートではこれらの質問事項の満足度が低い項目となりましたが、逆に景観については満足度が高い結果となりました。

周辺の景観については、良いと感じる人の割合が大きく上回っています。本市の景観について好意的に感じている人は10年前と同様、非常に多いことが分かります。



自然と触れ合える場については、10年前と比べて多いと答えた人の割合が増えており、今回は多いと答えた方と少ないと答えた方はほぼ同じ割合となり、10年前と比べると改善されているようです。

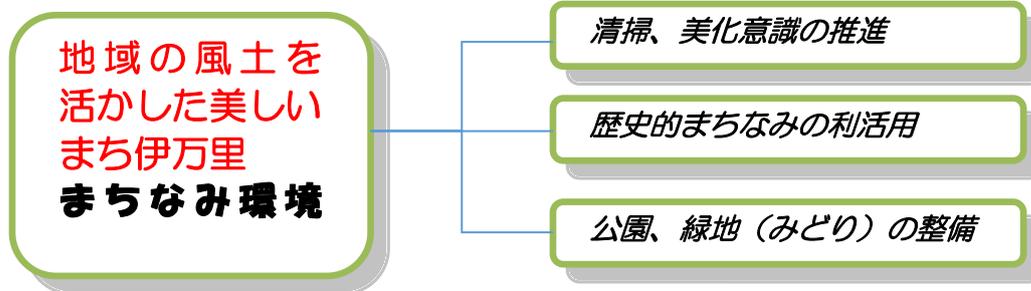


アンケートの結果からは、本市のまちなみや景観が好きではあるものの、一方で、公園の数や歴史的建造物、古いまちなみについての保護などがあまりなされておらず、不満に感じている人が浮かび上がってきます。これに対し、私達は必要な対処をしていかなければなりません。

②まちなみ環境の具体的な取り組み

ア 取り組みの分類

まちなみ環境を守るために、下記の3つの項目に分けて取り組みを進めていきます。



イ それぞれの取り組み

清掃、美化意識の推進

豊かな自然や農村風景、整備されたまちなみがあっても、ポイ捨てや不法投棄があれば、その環境は損なわれてしまいます。現在全ての区が春と秋の大清掃に参加し、公共的な箇所の美化活動に多くの市民が取り組んでいます。今後も美しい郷土を保つために、一人ひとりが捨てない意識を持ち、積極的に清掃活動を行うことが必要です。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- ごみのポイ捨ては行いません。
- 不法投棄監視に努めます。
- 清掃活動へ積極的に参加します。
- ゴミ出しのルール遵守に努めます。

【事業者の取り組み】

- 事業所からの廃棄物の適正処理に努めます。
- 清掃活動へ積極的に参加します。
- 地域文化活動に参加、協力を努めます。

【CSOの取り組み】

- 清掃活動の企画と、市民への参加呼びかけに努めます。

【行政の取り組み】

- 環境美化啓発活動の推進に努めます。
- 不法投棄監視パトロールを定期的を実施します。
- 地域や各種団体の環境美化活動の支援に努めます。

歴史的まちなみの利活用

現在、伊万里市には国や県、市が指定した50件の文化財、史跡、天然記念物があり、これらは歴史や文化、風土を明らかにするうえで非常に価値があります。

同時に、景観の一部を構成していたり、地域への愛着のシンボルであったりするので、まちづくりにとって重要な資源であるといえます。今後はその保存はもとより、周辺の環境との調和を図りながら、適正に活用していくことが必要です。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 地域の歴史的文化財の保護活動に努めます。
- 地域の文化行事への参加・継承に努めます。

【事業者の取り組み】

- 開発事業の実施にあたっては文化財の保存・配慮に努めます。

【CSOの取り組み】

- 歴史、文化等の学習の場の計画、参加の呼びかけを行います。
- 天然記念物の保護活動の計画、参加の呼びかけに努めます。

【行政の取り組み】

- 文化財の実態を把握し、調査研究・保全に努めます。
- 歴史的文化財についての住民への周知に努めます。

公園、緑地（みどり）の整備

都市生活において花や樹木などのみどりはやすらぎをあたえてくれる存在です。伊万里市では公園や主要道路、河川への植栽、緑化を進めています。特に毎年6月には、県下一斉ふるさと美化活動の一環として有田川や新田川河畔に行政区や市民団体、企業の協力を受けてコスモスの植栽を行っています。また、市民団体や学校などでも自主的に花や樹木の植栽など景観美化の取り組みが進められていて、河川や道路、学校などの公共施設などがみどりで彩られています。

これからも、やすらぎのある心豊かなまちづくりを目指すため、花や樹木の植栽を一層進めていきます。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 緑化活動へ積極的な参加に努めます。
- 自宅の緑化推進に努めます。
- 公園の里親制度を理解し、地域の公園として維持管理に努めます。

【事業者の取り組み】

- 緑化活動の参加に努めます。
- 事業所の植栽等、緑化推進に努めます。

【CSOの取り組み】

- 緑化活動の計画・参加呼びかけに努めます。

【行政の取り組み】

- 公共施設の緑化推進に努めます。
- 緑化運動を展開し、各種団体（市民、事業者、CSO）等の参加呼びかけに努めます。
- 公園等の樹木管理や除草などに努めます。

(3) 自然環境

① 自然環境の現況と課題

わが国には現在、開発などの影響により絶滅が危惧される野生生物種が多数おり、外来種の強い影響にもさらされていることなどが問題となり、平成20年5月に生物多様性基本法が制定されました。

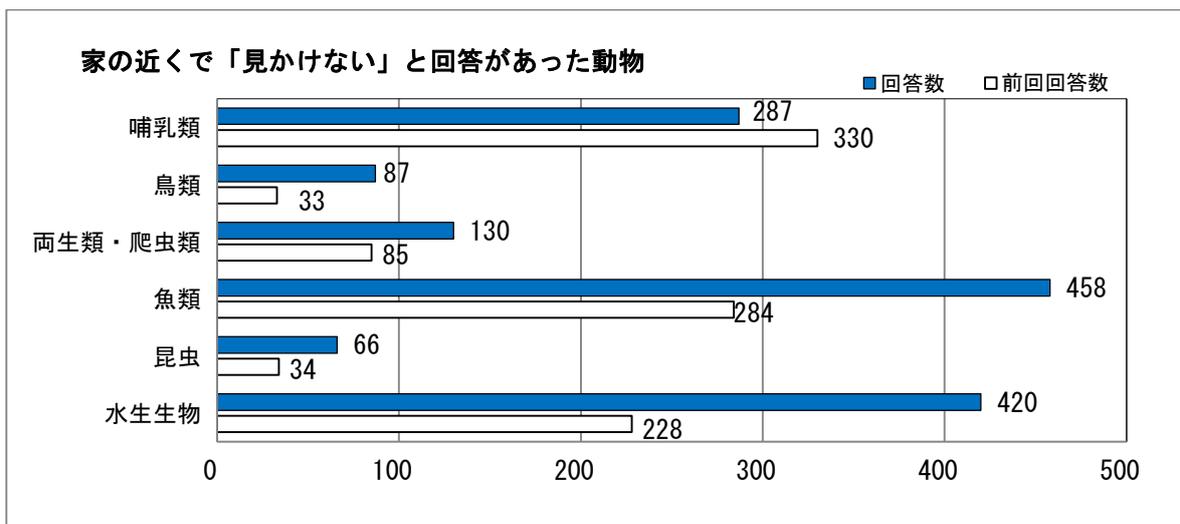
本市においても港湾の開発が長年進められており、海浜の埋め立て状況としては、伊万里湾東側に位置する造船所を中心とした七ツ島地区、西側に位置する久原南地区、久原北地区などの完成分と、埋め立て中である浦ノ崎地区などを合わせると、424.8haが埋め立てられており、工業の発展に大きく寄与しています。



一方で、伊万里湾には他地域では見られない希少な動植物が生息しています。代表的なものとしては、今日では日本の数か所でしかみることができない貴重な生物である「カブトガニ」があります。伊万里湾はその日本最大の生息・繁殖地となっており、その希少性と市民、CSO、行政が一体となった保護活動が評価され、平成27年には多々良海岸付近が伊万里湾カブトガニ繁殖地として国の天然記念物にも指定されています。

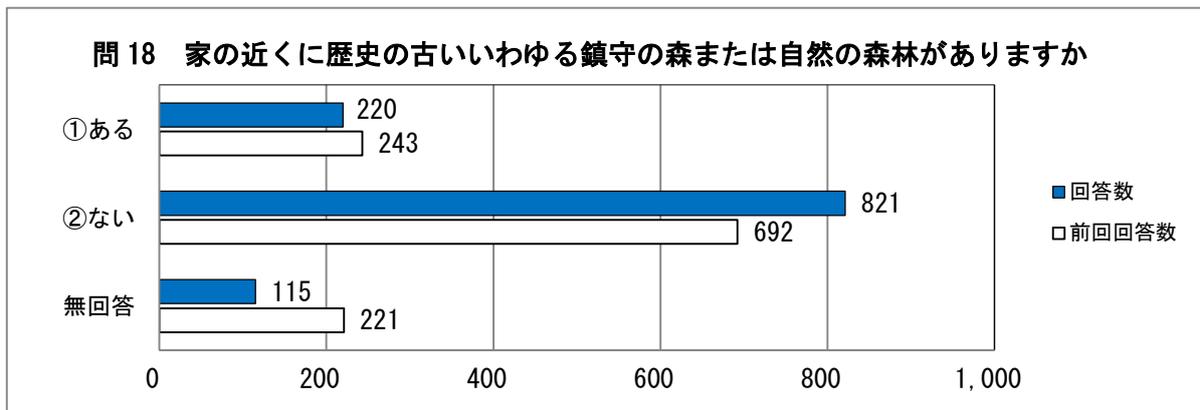
その他にも、伊万里湾には「塩生植物」などの希少な植物なども自生しています。これらの生息・成育条件は長い時間をかけて育まれた生態系のバランスの上に成り立っており、一度壊してしまうと元の状態に戻すのは非常に困難です。希少種をはじめとする多様な動植物と将来にわたって共生できるよう、生物環境の保全が課題となります。

動物についての市民アンケートでは、哺乳類以外の鳥類や両生類、爬虫類、魚類、昆虫、水生生物について、10年前と比べて「見かけない」と答えた人が大きく増えている結果となりました。



※問10～15までの抜粋

また、家の近くの歴史の古い森や自然林についても「ない」と答えた人が10年前と比べて増加する結果となっています。

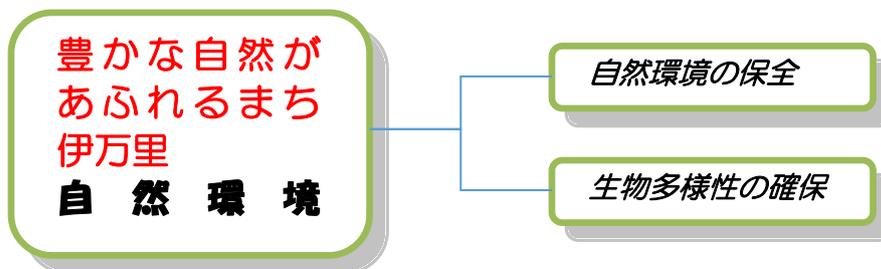


これらの結果から、身の回りの生物や森林が減少していると感じている人が多いことが分かります。(個別のアンケート結果については巻末の資料をご覧ください)

②自然環境の具体的な取り組み

ア 取り組みの分類

自然環境を守るために、下記の2つの項目に分けて取り組みを進めていきます。



イ それぞれの取り組み

自然環境の保全

在来自然生物に対する関心と正しい知識のもと、今ある自然を後世に残していく行動が必要です。開発行為をはじめ人間の活動が貴重な自然を破壊していることを認識し、動植物自体の保護はもとよりその生息・生育区域の保護を行っていく必要があります。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 自然（山、川、海など）にごみを捨てません。
- 公共下水道や合併浄化槽に排水し、汚水は外に流さないように努めます。
- 自然保護のボランティア清掃などに参加することに努めます。
- 消費者への安全な農産物の提供と環境保全型農業の促進に努めます。
- 山林の保全（間伐）や植林に努めます。

【事業者の取り組み】

- 農薬や肥料の使用をできる限り減らすよう努めます。
- 工事等では、自然環境や生態系に与える影響について調査し、環境に配慮した工法等を用いるよう努めます。
- 自然保護のボランティア清掃などへの支援・協力を努めます。
- 事業所からの排水は基準値を順守します。

【CSOの取り組み】

- 市民の取り組みにサポート・アドバイスするとともに、各種環境保全の取り組みを積極的に支援します。

【行政の取り組み】

- 自然が残っている、将来に向けて保全すべき地域については、野生動植物の重要な生息・生育環境となることが多いことから、人為的な改変を極力避け、保全に努めます。
- 重要な野生鳥獣の生息地や渡り鳥の飛来地などは、鳥獣保護区として生育の保全に努めます。
- 農作物被害や生活環境被害を増大させている有害鳥獣については、生態系を崩さないよう適正な防除措置に努めます。
- 環境保全型農業を推進し、河川への負荷を抑制します。
- 農地の適切な管理と耕作放棄地の発生防止を図るため、地域が一体となって取り組む農地や農業用水をはじめとした農業基盤の保全管理や長寿命化活動の支援に努めます。
- 山林の保全（間伐）や新たな植林の支援に努めます。

生物多様性の確保

伊万里市は、多くの希少な動植物が生息、生育する自然豊かな地域です。しかしながら、開発行為などにより生態系への影響が懸念されますので、今後は市民が貴重で身近な自然に関心をもって正しい知識を持つことが必要になります。

それぞれの主体の取り組み**【市民の取り組み】**

- 生態系を荒らすような行為は行いません。
- 希少野生動植物をむやみに採取したり、移植しないようにします。
- 自然観察会への参加に努めます。

【事業者の取り組み】

- 生態系を変えることがないように、開発時は十分配慮し保全に努めます。

【CSOの取り組み】

- 自然観察会の開催等の普及に努めます。

【行政の取り組み】

- 希少野生動植物の生息・生育環境が影響を受けることを回避するため、法律や条例、制度などを用いて、生物多様性の保全の推進に努めます。
- 佐賀県レッドデータブック（レッドリスト）に選定された希少野生動植物については、佐賀県と連携し捕獲・採取がされないよう取り組みます。
- 種および生態系へのかく乱を引き起こす外来種については、生息・生育状況や生態系への被害状況の把握や、防除活動などに努めます。

(4) 地球環境

①地球環境の現況と課題

高度経済成長期にもたらされた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環の阻害に結びつく側面を有しています。このことから、発生する大量の廃棄物は、その多様化による処理の困難化、不適正な処理による環境負荷の増大など、様々な面で深刻な状況を引き起こすことになります。

また、こうした活動形態は天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、大規模な資源搾取による自然破壊などにもつながり、地球規模での環境問題の深刻化につながっています。



(C) JAXA

我々がこのような社会経済活動を続けた場合には、増え続ける廃棄物をどう処理するのかや、限りある資源をどのように活用するのかといった大きな問題が起こります。持続可能な社会に向けて私達は努力し、低炭素社会、また資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を実現していくことが、喫緊の課題となっています。

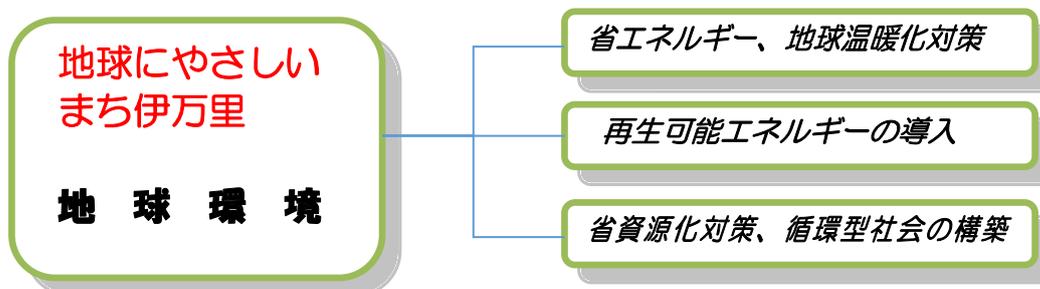
地球温暖化問題については国際的な議論が進められ、我が国も各国と足並みを合わせて温室効果ガスの削減に取り組んでいます。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島原子力発電所事故の発生により、火力発電等に依存しなければならなくなり、二酸化炭素の排出抑制を阻害する大きな要因となっています。

これらの課題に対処するため、私達市民一人ひとりは、省エネルギーの取り組み、再生可能エネルギーの導入、省資源化対策やリサイクルの推進などに一層取り組んでいくことが求められています。

②地球環境の具体的な取り組み

ア 取り組みの分類

地球環境を守るために、下記の3つの項目に分けて取り組みを進めていきます。



イ それぞれの取り組み

省エネルギー、地球温暖化対策

省エネルギーは我慢を強いることではなく、無駄を省いて快適に生活するというものです。それぞれの主体が自主的に、日常生活や事業活動の中で電気やガス、石油製品といったエネルギーを節約していく行動が必要です。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 家電製品の主電源 OFF などをごまめに行うなどの節電対策に努めます。
- 冷暖房の適正温度設定（冷房28℃・暖房20℃）に努めます。
- 家電製品などを購入する際は、省エネに着目した選択に努めます。
- 家屋の断熱性を高める改修や、緑のカーテンなどの省エネの取り組みに努めます。
- エコドライブに努めます。

【事業者の取り組み】

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、適切なエネルギー管理に努めます。
- 事業所内の冷暖房の適正温度設定（冷房28℃・暖房20℃）に努めます。
- 住宅、ビル等の断熱材の利用など、積極的なエコ住宅の新築や断熱改修などのエコリフォームに努めます。
- 合理的な水使用に努めます。
- 自動車使用（物流）の効率化、エコドライブに努めます。
- エコカー導入に努めます。
- 森林の適切な保全・整備（間伐等）で、二酸化炭素吸収源としての機能向上に努めます。

【CSOの取り組み】

- 省エネに関する学習会の開催や参加呼びかけ等に努めます。
- 集会、会議等での冷暖房の適正温度設定（冷房28℃・暖房20℃）に努めます。

【行政の取り組み】

- 省エネ情報の提供を行います。
- 地球温暖化防止実行計画（ストップザ温暖化 伊万里アクションプログラム）の継続により、省エネの推進や省エネ機器の導入などに取り組みます。
- 森林の適切な保全・整備（間伐等）の支援に努めます。

再生可能エネルギーの導入

現在わが国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源です。これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。私達もこれらの普及を進めていく必要があります。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

○家庭の再生可能エネルギー等の導入に努めます。

【事業者の取り組み】

○事業所内の再生可能エネルギー等の導入に努めます。

【行政の取り組み】

○公共施設等の再生可能エネルギー等の導入に努めます。

省資源化対策、循環型社会の構築

ごみの減量化や資源化を進めていくために、私達は行政、市民、事業者が連携し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを今後も推進する必要があります。捨てるものを減らし、使える資源を可能な限り有効に活用する努力が必要です。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- ごみの発生・排出を削減するため、資源・環境に配慮したライフスタイルに転換していきます。
- ごみの減量化と資源化を促進するため、リサイクルサンデーなど地域の取り組みに参加・協力を努めます。
- エコマーク、グリーンマーク商品の購入に努めます。

【事業者の取り組み】

- ごみの発生・排出を削減するため、資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進めていきます。
- マイバッグ・ノーレジ袋推進店制度（県）を活用します。
- ペットボトル、食品トレイや牛乳パック等の店頭回収を推進します。
- 事業所から出る廃棄物の分別、減量化を徹底します。
- ごみ減量や資源化に向けた各事業者の先進的な取り組みを参考にします。

【CSOの取り組み】

- リサイクルやごみ減量に関する学習会の開催、参加呼びかけに努めます。
- リサイクルサンデーの啓発活動の拡充に努めます。
- フリーマーケット等の企画開催に努めます。
- 再生資源の回収活動の実施に努めます。

【行政の取り組み】

- ごみの発生・排出を削減するため、様々な角度から市民、事業者の取り組みを支援していきます。
- リサイクルやごみ減量に関する学習会の開催、参加呼びかけに努めます。
- リサイクルサンデーの啓発活動の拡充に努めます。
- 資源化・減量化に向けた積極的な情報提供に取り組みます。
- 不法投棄に対しての監視体制の維持強化に努めます。
- バイオマス利活用など、循環型社会の推進に向けて、必要な支援に努めます。
- ごみの適正な収集・運搬・処理・処分を実施します。

(5) 環境保全体制

① 環境保全体制の現況と課題

環境問題は、私達の生活そのものが直接的あるいは間接的に影響して発生していますので、快適な生活環境を享受しながら豊かな自然環境を将来に引継いでいくためには、環境への負荷が少ない生活や活動が一層求められます。

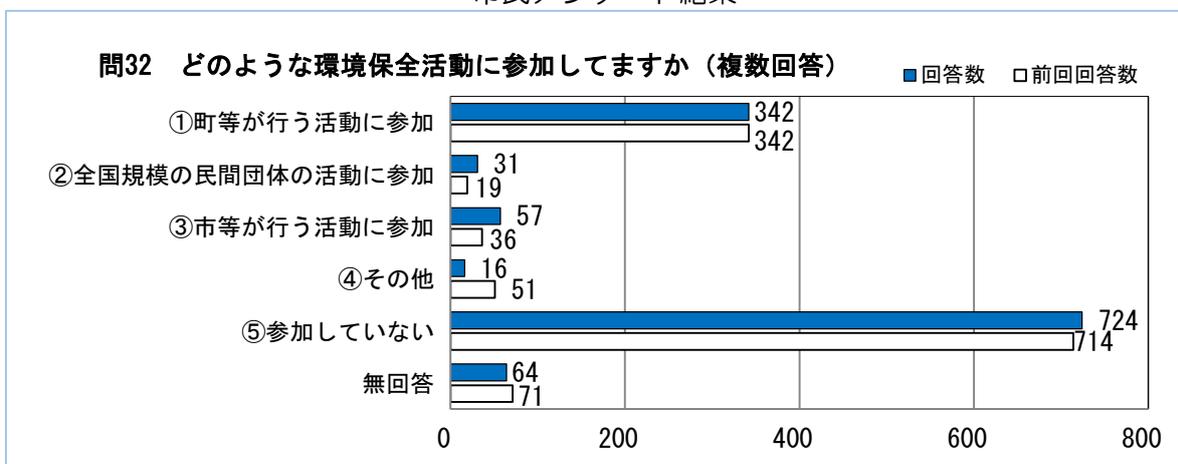
このことから、環境問題を身近なものとして捉え、理解するとともに環境保全に対する意識を高め、自主的で積極的な取り組みに結びつけていく必要があります。

本市では、春・秋の市民大清掃や県下一斉美化活動、伊万里湾岸清掃など、市民等との協働により各種環境活動を実施していますが、市民アンケートの結果をみますと、市民大清掃などの地元参加に止まっており、また事業者アンケート結果では、自然環境への配慮があまりなされていないといった状況にあります。

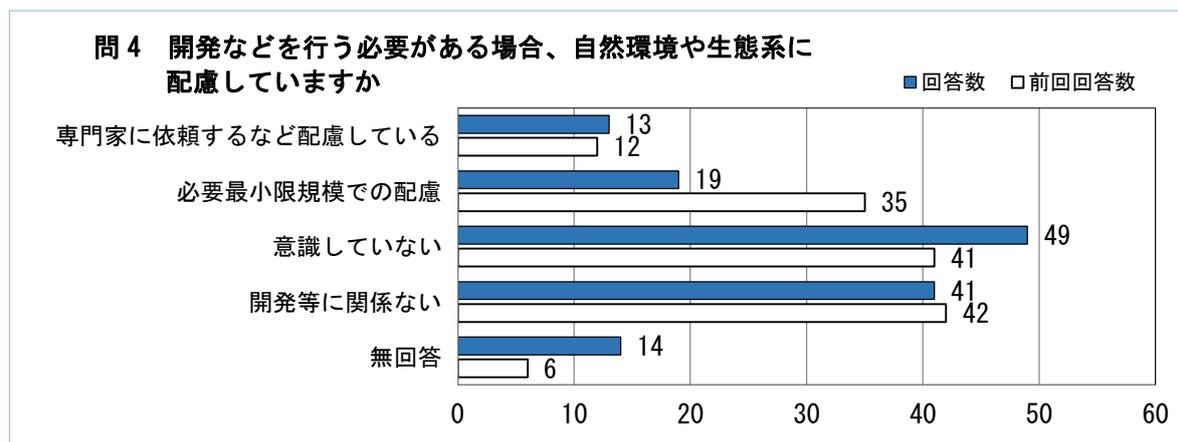
これらを踏まえて、良好な自然環境を保全し、住みよい快適な生活環境を実現していくためには、環境を前提とした生活行動や事業活動がとられるよう環境学習や啓発等に取り組み、環境を考えて行動する人材を育成していく必要があります。

また、市、市民、事業者、CSOがそれぞれ役割を担い、家庭や地域などの様々な場所で参加と協力の輪を広げていく環境保全活動を推進していくことが必要です。

市民アンケート結果



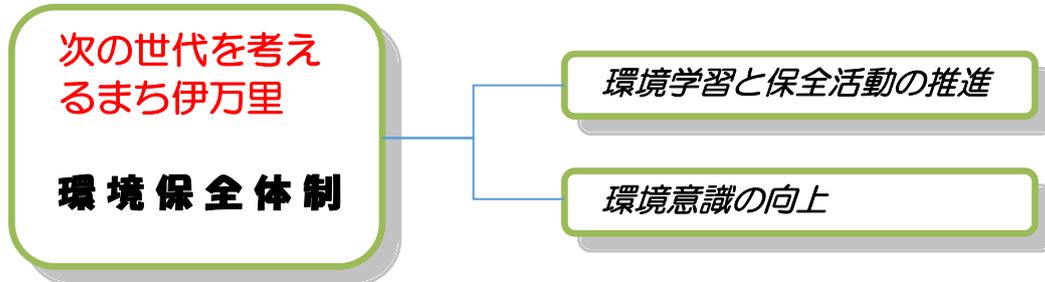
事業所アンケート結果



②環境保全体制の具体的な取り組み

ア 取り組みの分類

環境保全体制を守るために、下記の2つの項目に分けて取り組みを進めていきます。



イ それぞれの取り組み

環境学習と保全活動の推進

環境意識の向上

現在の環境問題は、地球温暖化に代表されるように私たちの生活そのものが直接的あるいは間接的に影響していることが特徴です。そのため、環境問題を身近なものとしてとらえ、理解するとともに環境保全に対する意識を高め、自主的で積極的な取り組みに結びつけていくことが必要です。市、市民、事業者、CSOがそれぞれ役割を担い、家庭や地域など様々な場所で活動を行い、参加と協力の輪を広げていくことが必要です。

それぞれの主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 環境講座等の参加に努めます。
- 環境保全全般に、近隣の住民と誘い合わせて参加に努めます。
- 地域の環境保全活動の参加に努めます。

【事業者の取り組み】

- 環境講座等の参加に努めます。
- 社員教育時の環境学習実施に努めます。
- 地域の環境保全活動の参加協力を努めます。

【CSOの取り組み】

- 環境全般に関する学習会の開催や参加呼びかけ等に努めます。

【行政の取り組み】

- 環境情報の提供を行います。
- 環境講座を開催し参加呼びかけに努めます。
- 市民、事業者、CSO等の実施する環境学習の支援に努めます。
- 幼児期からの環境学習の推進に努めます。
- 地域の環境保全活動の支援に努めます。
- 環境保全に関するイベント企画並びに参加呼びかけに努めます。

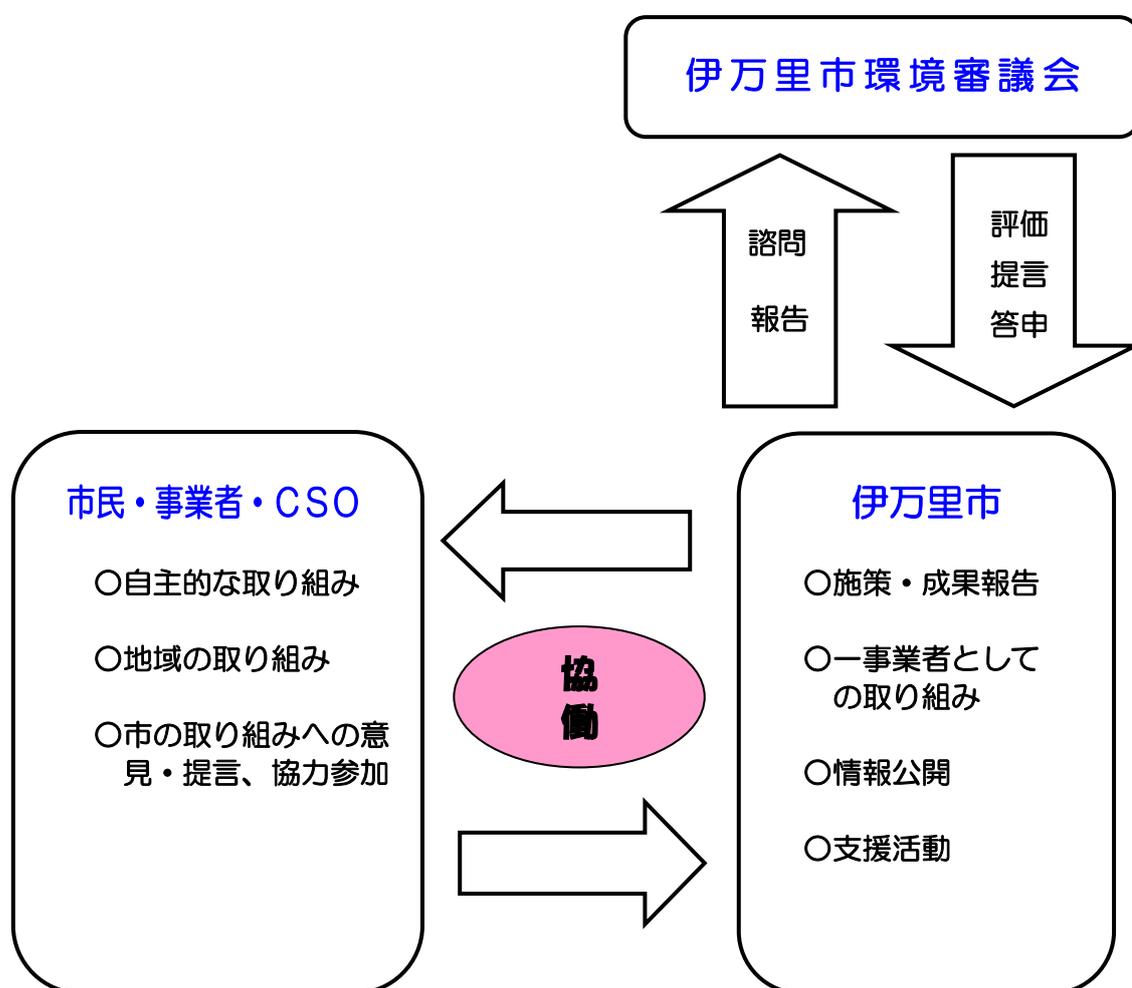
5章 計画の進行管理

1 推進体制

この計画に掲げる施策は、市の行政全般に関わるものであることから、関係部署との十分な連携・分担のもと着実に推進することとします。

あわせて、市民、事業者、CSOとの協働を一層推進するとともに、自主的な活動を支援していきます。

計画の進行管理は以下のような体制を進めていきます。



2 進行管理

① PDCAサイクルによる施策の点検・評価

この計画の進行は『計画→実践→点検→見直し』というサイクルで管理します。



② 報告書の作成と公表

この計画の推進状況については、ホームページを活用して公表します。

③ 見直し

計画期間中であっても、環境の状況変化、環境施策の動向や計画の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行います。

